

## 愛知県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金 交付要綱

### (通則)

第1条 愛知県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(別紙)。(以下「実施要綱(者)」といふ。))4(1)又は「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」(令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知(別紙)。(以下「実施要綱(児)」といふ。))4(1)に定められた要件を満たすとともに、以下の各号に定められた要件のいずれかを満たす事業所(以下「補助対象事業所」といふ。)を運営する法人等(以下「補助対象事業者」といふ。)とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」といふ。)第29条第1項、第51条の14第1項及び第51条の17第1項第1号に基づき愛知県若しくは愛知県内の市町村長(以下「愛知県等」といふ。)から指定を受けた事業所、又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項、第24条の2第1項及び第24条の26第1項第1号に基づき愛知県等から指定を受けた事業所。

(2) 愛知県内自治体から障害児施設措置費の支給を受ける児童が入所する県外所在の障害児入所施設等。

(3) 愛知県に所在する総合支援法第30条第1項に基づく基準該当事業所若しくは基準該当施設、又は児童福祉法第21条の5の4第2号に基づく基準該当通所支援を行う事業所。

### (事業内容)

第3条 補助対象事業者に対し、実施要綱(者)7又は実施要綱(児)7に定める対象経費を補助する。

なお、本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、実施要綱(者)4(2)又は

実施要綱（児）4（2）に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、実施要綱（者）5又は実施要綱（児）5に定める額とする。

2 補助金額の算出根拠となる報酬は、補助対象事業所が「介護給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第170号）第1条第2項及び「障害児通所給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第179号）第1条第2項に規定する審査支払機関である市町村若しくは都道府県、又は、市町村若しくは都道府県から委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連等」という。）へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

（補助の要件）

第5条 補助対象事業者は、実施要綱（者）6又は実施要綱（児）6に定める支給要件を満たさなければならない。

2 補助対象事業者は、実施要綱（者）8及び9（5）①又は実施要綱（児）8及び9（5）①に定める対応を行わなければならない。

3 補助対象事業者は、実施要綱（者）9（5）②又は実施要綱（児）9（5）②に定める対応を行っても差し支えない。

（計画書）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、基準月を令和7年12月とする補助対象事業所分を取りまとめ、実施要綱（者）8（1）又は実施要綱（児）8（1）の規定に基づき作成した別紙様式2（以下「計画書」という。）を、原則として別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に基づく計画書の提出を行っていない補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業所を取りまとめ、計画書を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 前条の計画書を規則第3条に定める交付申請書とみなす。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条に基づく交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象事業所を国保連等に通知する。

2 国保連等は、前項の報告に基づき補助対象事業所の補助金額を算出し、別に定め

る日までに当該補助金額を知事に報告する。

- 3 知事は、前項の報告を受けたときは、当該補助金額を交付申請額とみなし、速やかに交付決定のうえ、補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 前項の通知については、別に定める日に国保連等が支払額通知書を補助対象事業所に送付することにより、これに代えることができるものとする。

#### (交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合（事業に要する経費の減額の場合を除く。）においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

#### (交付申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する交付申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から5日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (変更届)

第11条 補助対象事業者は、実施要綱（者）8（4）又は実施要綱（児）8（4）に定める場合は速やかに別紙様式4を知事に提出しなければならない。

#### (変更交付申請)

第12条 第6条第1項に基づき計画書の提出を行った補助対象事業者は、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合（当該計画書に記載していない補助対象事業所を追加する場合に限る）は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、当該変更後の計画書と合わせて、同条第2項に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、交付決定後の事情の変更により、計画内容を変更して補助金の追加交付を受けようとする場合は、別紙様式4を変更交付申請書とみなし、当該変更後の計画書と合わせて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

#### (変更交付の決定等)

第13条 第8条の規定は、前条に規定する変更交付申請があつた場合について準用す

る。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、第 8 条第 2 項（第 13 条において準用する場合を含む。）による国保連等からの報告があったときは、補助対象事業者からの補助金の請求があったものとみなす。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。
- 3 補助金の受領に際し、補助対象事業者が国保連等から愛知県に情報提供された口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。
- 4 補助金の受領に際し、債権譲渡がある場合に補助対象事業者が別途愛知県に届け出た口座を受取口座とする場合で、受取人が交付申請者と異なる場合は、当該受取人に補助金の受領の一切を委任したものとみなす。

(実績報告)

第 15 条 補助対象事業者は、事業を完了させたうえで、当該補助対象事業者が運営する補助対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱（者）8（2）又は実施要綱（児）8（2）の規定に基づき作成した別紙様式 3-1 及び 3-2（以下「実績報告書」という。）を、令和 8 年 10 月末日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書を規則第 13 条に定める実績報告とみなす。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(決定の取消し等)

第 17 条 知事は、補助対象事業者において、実施要綱（者）9（1）又は実施要綱（児）9（1）に定める場合のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金の交付をした場合において、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合

(3) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適當でないと認められた場合

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(届出内容を証明する資料の保管及び提示)

第 19 条 補助対象事業者は、実施要綱（者）8（3）又は実施要綱（児）8（3）に規定される資料及び書類を 5 年間保管し知事から求めがあった場合は、速やかに提示を行わなければならない。

(その他)

第 20 条 本事業の実施にあたり、本要綱、実施要綱（者）及び実施要綱（児）に定めのない事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 22 日から施行し、令和 7 年 12 月 16 日から適用する。